

(その他)

第8条 譲渡施設に対して、第三者から権利を主張された場合には、申込者の責任において全て解決するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、企業団と申込者双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

企業団

茨城県龍ヶ崎市長山1丁目5番地2
茨城県南水道企業団
企業長

申込者